

健発1202第3号
老発1202第1号
平成23年12月2日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省健康局長

厚生労働省老健局長

「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」の
一部改正について

標記の交付金によって造成された基金の運営については、「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日厚生労働省発老0820第5号当職通知）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金及び平成23年度被災地健康支援臨時特例交付金の交付（積み増しの対象となるのは東日本大震災の特定被災地方公共団体を有する県に限る。）により当該基金が積み増されるにあたり、運営要領を別紙新旧対照表のとおり改め、平成23年11月21日より適用することとしたので通知する。

新旧対照表

新	旧
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金並びに被災地健康支援臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基金事業の実施</p> <p>ア 基金事業計画の作成等</p> <p>(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末まで（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体を有する県（以下、「被災道県」という。）の所管する市町村については、「平成24年度末まで」と読み替える。）に実施する特別対策事業に係る計画（以下「市町村特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。</p> <p>(イ) 都道府県は、平成23年度末まで（被災道県については、「平成24年度末まで」と読み替える。）に実施する特別対策事業に係る計画（以下「都道府県特別対策事業計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村特別対策事業計画及び都道府県特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末まで（被災道県については、「平成24年度末まで」と読み替える。）の基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領</p> <p>第1 通則</p> <p>介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行う特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>第2 基金事業</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 基金事業の実施</p> <p>ア 基金事業計画の作成等</p> <p>(ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「市町村特別対策事業計画」という。）を策定し、都道府県に報告するものとする。</p> <p>(イ) 都道府県は、平成23年度末までに実施する特別対策事業に係る計画（以下「都道府県特別対策事業計画」という。）を策定するものとする。</p> <p>(ウ) 都道府県は、必要に応じ市町村特別対策事業計画及び都道府県特別対策事業計画について調整を行い、平成23年度末までの基金事業に係る計画（以下「基金事業計画」という。）を策定する。</p>

新	旧
<p>イ 基金の取崩し</p> <p>都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。</p> <p>ウ 基金事業計画の見直し</p> <p>都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 事業の終了</p> <p>ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末まで（被災道県については、「平成24年度末まで」と読み替える。）とする。</p> <p>ただし、平成23年度末（被災道県については、「平成24年度末」と読み替える。）における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末（被災道県については、「平成25年12月末」と読み替える。）まで延長することができる。</p> <p>イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>ウ 基金の解散後、基金への返還事由が発生したことにより、なお基金の残余額を有することとなった場合には、国庫に返還しなければならない。</p> <p>(12) 基金執行状況等報告</p> <p>都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>なお、平成23年度（被災道県については、「平成24年度」と読み替える。）の基金執行状況等報告書については、(11)のイによるものとする。</p>	<p>イ 基金の取崩し</p> <p>都道府県は、基金事業計画の範囲内で、都道府県及び市町村が行う特別対策事業に必要な経費を必要に応じ、基金から取崩し、支出するものとする。</p> <p>ウ 基金事業計画の見直し</p> <p>都道府県は、必要に応じて、基金事業計画を見直すことができるものとする。</p> <p>なお、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額と介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付を受けた額との間の配分については、見直すことはできないものとし、介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金を原資として実施する別記1の事業と別記2の事業の間における配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(5)～(10) 略</p> <p>(11) 事業の終了</p> <p>ア 基金事業及び特別対策事業の実施期限は、平成23年度末までとする。</p> <p>ただし、平成23年度末における特別対策事業実施分の精算については、平成24年12月末まで延長することができる。</p> <p>イ 都道府県は、基金を解散する場合には、別紙様式により解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときに保有する基金の残余額を国庫に返還しなければならない。</p> <p>ウ 基金の解散後、基金への返還事由が発生したことにより、なお基金の残余額を有することとなった場合には、国庫に返還しなければならない。</p> <p>(12) 基金執行状況等報告</p> <p>都道府県は、毎年度、基金事業にかかる決算終了後速やかに、別紙様式により基金執行状況等報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>なお、平成23年度の基金執行状況等報告書については、(11)のイによるものとする。</p>

(13) その他

都道府県は、「平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付についての一部改正について（平成 23 年 12 月 2 日厚生労働省発老 1202 第 1 号及び第 2 号）」に基づき決定された交付額にかかる経理及び「平成 23 年度被災地健康支援臨時特例交付金の交付について（平成 23 年 12 月 2 日厚生労働省発健 1202 第 4 号）」に基づき決定された交付額に係る経理は、特別事業を実施するにあたり、「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 21 年 7 月 1 日厚生労働省発老 0701 第 19 号）及び平成 22 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 22 年 11 月 17 日老 1117 第 1 号）」に基づき既に交付されている交付額に係る経理並びに「平成 22 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 22 年 12 月 22 日厚生労働省発老 1222 第 1 号）及び平成 23 年介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 23 年 5 月 31 日厚生労働省発老 0531 第 1 号）」に基づき既に交付されている交付額に係る経理と区分するとともに、各経理間の資金の移動は認めないものとする。

なお、「平成 22 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 22 年 12 月 22 日厚生労働省発老 1222 第 1 号）及び平成 23 年介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成 23 年 5 月 31 日厚生労働省発老 0531 第 1 号）」に基づき交付された交付額を原資として実施する別記 1 の事業と別記 2 の事業の間における配分を変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第3 特別対策事業

特別対策事業とは、都道府県に設置された基金を財源の一部又は全部として実施される次の事業とし、各事業における実施の手続き等については、別記 1 から別記 3 による。

- (1) 介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業、介護基盤復興まちづくり整備事業（別記 1）
- (2) 地域支え合い体制づくり事業（別記 2）
- (3) 被災地健康支援事業（別記 3）
- (4) (1) から (3) の事業（以下「基本事業」という。）に係る其他事業

都道府県が、基本事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、基本事業を推進するための事業をいう。

第3 特別対策事業

特別対策事業とは、都道府県に設置された基金を財源の一部又は全部として実施される次の事業とし、各事業における実施の手続き等については、別記 1 及び別記 2 による。

- (1) 介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業（別記 1）
- (2) 地域支え合い体制づくり事業（別記 2）
- (3) (1) 及び (2) の事業（以下「基本事業」という。）に係る其他事業

都道府県が、基本事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、基本事業を推進するための事業をいう。

新

旧

別添様式

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領

に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい願いたい。

1～2 略

3 基金事業に係る経費

資金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
【既存交付決定分（平成21年度交付決定分、平成22年度交付決定分、平成23年度（第一次補正予算）交付決定分）】	円	円	円	円
【平成23年度（第三次補正予算）交付決定分】				
合計額				

（注）別添の別記1「介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策、介護基盤復興まちづくり整備事業」及び別記2「地域支え合い体制づくり事業」並びに別記3「被災地健康支援事業」の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

なお、「平成23年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について（平成23年12月2日厚生労働省発老1202第1号及び第2号）」及び「平成23年度被災地健康支援臨時特例交付金の交付について（平成23年12月2日厚生労働省発健1202第4号）」（平成23年度第三次補正予算にかかる交付決定分）に基づき決定された交付額については、既に交付されている交付額とは区別して報告を行うこと。

別添様式

第 号

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領

に基づく基金執行状況等報告について

標記について、次のとおり報告するのでよろしくお取り計らい願いたい。

1～2 略

3 基金事業に係る経費

資金の保有区分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	年度末保管額 (A+B-C)
	円	円	円	円
合計額				

（注）別添の別記1「介護基盤の緊急整備等特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策」及び別記2「地域支え合い体制づくり事業」の事業内容に記載されている事業ごとに記載し、適宜、支出内訳を記載すること。

新

4 事業実施状況

(1) 介護施設の緊急整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	24年度 (※3)	合計	うち上乗せ 整備分
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	△	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	△	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	△	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	△	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	△	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	△	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	△	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	△	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	△	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	△	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	△	人	人
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。
 ※3 被災道県に限る。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	24年度 (※2)	計
特別養護老人ホーム(定員30人以上)	か所	か所	か所	△	か所
特別養護老人ホーム(定員29人以下)	か所	か所	か所	△	か所
老人保健施設(定員30人以上)	か所	か所	か所	△	か所
老人保健施設(定員29人以下)	か所	か所	か所	△	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	△	か所
軽費老人ホーム(定員30人以上)	△	△	か所	△	か所
軽費老人ホーム(定員29人以下)	△	△	か所	△	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	△	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	△	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	△	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	△	か所
施設数計	か所	か所	か所	△	か所
自動火災報知設備	△	か所	か所	△	か所
認知症高齢者グループホーム	△	か所	か所	△	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	△	△	か所	△	か所
消防機関へ通報する火災報知設備	△	か所	か所	△	か所
認知症高齢者グループホーム	△	か所	か所	△	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	△	△	か所	△	か所
金額計(※1)	千円	千円	千円	千円	千円

※1 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。
 ※2 被災道県に限る。

旧

4 事業実施状況

(1) 介護施設の緊急整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	合計	うち上乗せ 整備分
小規模特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人
小規模ケアハウス(特定施設)(※1)	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所
夜間対応型訪問介護ステーション	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(2) 既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業

施設種別	21年度	22年度	23年度	計
特別養護老人ホーム(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
特別養護老人ホーム(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員30人以上)	か所	か所	か所	か所
老人保健施設(定員29人以下)	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
軽費老人ホーム(定員30人以上)	△	△	か所	か所
軽費老人ホーム(定員29人以下)	△	△	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所
老人短期入所施設(併設を含む)	か所	か所	か所	か所
有料老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所
自動火災報知設備	△	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	△	△	△	△
小規模多機能型居宅介護事業所	△	△	△	△
消防機関へ通報する火災報知設備	△	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	△	△	△	△
小規模多機能型居宅介護事業所	△	△	△	△
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

新

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

施設種別	22年度	23年度	24年度 (※2)	計
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業				
小規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所
小規模老人保健施設	か所	か所	か所	か所
小規模ケアハウス(特定施設)	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所
その他都道府県知事が必要と認めた施設	か所	か所	か所	か所
か所数計	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業				
特別養護老人ホーム	人	人	人	人
老人保健施設	人	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円
金額計(※1)	千円	千円	千円	千円

※1 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

※2 被災道県に限る。

(4) ①介護基盤復興まちづくり整備事業(総括表)

施設種別	23年度	24年度	合計
在宅サービス等を行う拠点等	か所	か所	か所
金額計(※1)	千円	千円	千円

※1 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

※2 岩手県、宮城県、福島県に限る。

旧

(3) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

施設種別	22年度	23年度	計
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業			
小規模特別養護老人ホーム	か所	か所	か所
小規模老人保健施設	か所	か所	か所
小規模ケアハウス(特定施設)	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所
その他都道府県知事が必要と認めた施設	か所	か所	か所
か所数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
既存の特別養護老人ホーム等のユニット化支援事業			
特別養護老人ホーム	人	人	人
老人保健施設	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円
金額計(※2)	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

新

旧

(4) - ②介護基盤復興まちづくり整備事業(個表)

都道府県名

事業名

市町村名

事業内容

(記載要領) 本事業の目的、対象施設、工事内容等を含め詳細に記載すること。

備考

(5)① 地域支え合い体制づくり事業(総括表)

	22年度		23年度		24年度(※2)		計
	都道府県実施 千円	市町村実施 千円	都道府県実施 千円	市町村実施 千円	都道府県実施 千円	市町村実施 千円	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援							千円
(事業内容) 別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
東日本大震災による被災者生活支援	(千円)	(千円)	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(4)ア	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(4)イ	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)ウ	有・無	市町村	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※1)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(平成22年度の金額計欄には、東日本大震災による被災者生活支援分は含まない)

※2 被災道県に限る。

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(注)東日本大震災による被災者生活支援について、平成22年度内(平成23年3月11日から平成23年3月31日の間)に執行した分については、平成22年度欄にも再掲すること。

(4)① 地域支え合い体制づくり事業(総括表)

	22年度		23年度		計
	都道府県実施 千円	市町村実施 千円	都道府県実施 千円	市町村実施 千円	
地域の支え合い活動の立ち上げ支援					千円
(事業内容) 別記2の2(1)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(1)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(1)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
地域活動の拠点整備	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(2)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(2)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑤	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(2)イ⑥	有・無	市町村	有・無	市町村	
人材育成	千円	千円	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(3)イ①	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(3)イ②	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ③	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(3)イ④	有・無	市町村	有・無	市町村	
東日本大震災による被災者生活支援	(千円)	(千円)	千円	千円	千円
(事業内容) 別記2の2(4)ア	有・無	市町村	有・無	市町村	/
別記2の2(4)イ	有・無	市町村	有・無	市町村	
別記2の2(4)ウ	有・無	市町村	有・無	市町村	
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

※2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

(平成22年度は金額計欄には、東日本大震災による被災者生活支援分は含まない)

(注)「事業内容」各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

(注)東日本大震災による被災者生活支援について、平成22年度内(平成23年3月11日から平成23年3月31日の間)に執行した分については、平成22年度欄にも再掲すること。

新

旧

(6)-① 被災地健康支援事業(総括表)(被災県に限る)

	23年度		24年度		計
	都道府県実施	市町村実施	都道府県実施	市町村実施	
(1)保健活動支援事業	千円	千円	千円	千円	千円
※ 別記3の2(1)イ(ア)	有・無	市町村	有・無	市町村	
※ 別記3の2(1)イ(イ)	有・無	市町村	有・無	市町村	
(2)巡回栄養・食生活指導事業	千円		千円		千円
※ 別記3の2(2)イ(ア)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(2)イ(イ)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(2)イ(ウ)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(2)イ(エ)	有・無		有・無		
(3)被災地健康支援事業運営協議会	千円		千円		千円
※ 別記3の2(3)イ(ア)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(3)イ(イ)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(3)イ(ウ)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(3)イ(エ)	有・無		有・無		
※ 別記3の2(3)イ(オ)	有・無		有・無		
(4)その他、健康支援に資する事業	千円	千円	千円	千円	千円
※ 別記3の2(4)	有・無	市町村	有・無	市町村	
(5)(1)~(4)の基本事業に係るその他の事業	千円		千円		千円
※ 別記3の2(5)	有・無		有・無		
金額計(※2)	千円	千円	千円	千円	千円

注1 ※各欄には、各欄に該当する取組みを行った市町村数及び都道府県事業として実施の有無を記載すること。

1つの市町村の中で同一の項目に該当する取組みが複数行われた場合も「1」と数えること。

注2 「3 基金事業にかかる経費」の年度内支出額と一致させること。

新

旧

(6) - ② 被災地健康支援事業(個表)

事業名： (項目： (別記3の2から該当する事業番号を記載))	
事業に要した費用	千円 (うち基金事業分 千円)
取組みの内容：	
実施地域	(記載例：〇〇市の仮設住宅が設置されている〇〇地区等)
対象者	<input type="checkbox"/> 仮設住宅入居者 <input type="checkbox"/> 避難所避難者 <input type="checkbox"/> 在宅被災者 (△) (△) (△) <input type="checkbox"/> その他 ()) (△) - - - ※ ()には、対象者数を記入すること。ただし、取組みにおいて対象とする者の数が明らかでない場合には、概数を記入すること。
事業内容	
※ 本欄には、事業内容に応じ、地域の実情に応じた具体的な取組み内容を記載すること。また、取組みの有益性を示す情報として、事業実施効果・評価等について適宜記載すること。	
平成25年度以降の実施方針 (①～④の項目について記載(見込みで可))	
① 事業継続の有無(「有」の場合は、次の②～④について記載)	
② 継続した場合に見直される点(対象期間、対象地域、対象者数等)	
③ 事業継続のための財源 (25年度以降、年度ごとに事業に要する費用を記載するとともに、その財源(県補助、自主財源等)について記入。)	
④ その他特記事項	

(注)実施した事業毎に、本表を作成し提出すること。なお、1事業につき1枚にまとめること。

新

(7)合計

	21年度	22年度	23年度	24年度(※)	計
(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)	千円	千円	千円	千円	千円

※ 被災道県に限る。

5 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

旧

(5)合計

	21年度	22年度	23年度	計
(1)+(2)+(3)+(4)	千円	千円	千円	千円

5 添付資料

- (1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本
- (2)その他参考となる資料

新	旧
<p>別記 1</p> <p>介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業、<u>介護基盤復興まちづくり整備事業</u></p> <p>1 特別対策事業</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) <u>介護基盤復興まちづくり整備事業</u> (岩手県、宮城県、福島県)</p> <p><u>介護基盤復興まちづくり整備事業とは、被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制づくりを行うため、被災地ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じた別添 4 に定める拠点整備事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として充てて市町村が整備する事業及び、民間事業者が整備する事業に対して、都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業をいう。</u></p> <p><u>(5) (1) 及び (3) 並びに (4) に係るその他事業</u></p> <p>都道府県が、(1) 及び (3) 並びに (4) の事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、当該事業を推進するための事業をいう。</p> <p>なお、(1) 及び (3) の基本事業に係るその他事業については、「平成 22 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付について」に基づき決定された交付額を原資とし、(4) の基本事業に係るその他事業については「平成 23 年度介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金の交付についての一部改正について」に基づき決定された交付額を原資として実施するものである。</p> <p>2 特別対策事業の実施 略</p> <p>3 特別対策事業を実施する場合の補助の条件</p> <p>特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p>	<p>別記 1</p> <p>介護基盤の緊急整備特別対策事業及び既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業</p> <p>1 特別対策事業</p> <p>(1) ~ (3) 略</p> <p>(4) (1) 及び (3) に係るその他事業</p> <p>都道府県が、(1) 及び (3) の事業を円滑に実施するための説明会の開催等を実施することにより、当該事業を推進するための事業をいう。</p> <p>2 特別対策事業の実施 略</p> <p>3 特別対策事業を実施する場合の補助の条件</p> <p>特別対策事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ~ (2) 略</p>

新	旧
<p>(3) 都道府県が実施する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として特別対策事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 補助対象事業（1の（3）及び（5）に規定する事業）に使用しなければならない。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市町村が実施する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県が、市町村が実施する特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）と（4）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(6) 市町村が補助する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）と（4）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）、（2）、（3）、（4）との間の経費</p>	<p>(3) 都道府県が実施する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県がこの基金を財源の全部又は一部として特別対策事業を実施する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。</p> <p>ア 補助対象事業（1の（3）及び（4）に規定する事業）に使用しなければならない。</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 市町村が実施する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県が、市町村が実施する特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>イ～ケ 略</p> <p>(6) 市町村が補助する特別対策事業の場合</p> <p>都道府県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>ア 市町村補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）及び（2）と（3）の間の経費の配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>イ～エ 省略</p> <p>オ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。</p> <p>(ア) 市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、1の（1）、（2）、（3）との間の経費の配分の変</p>

新	旧
<p>配分の変更は承認しないものとする。</p> <p>(イ)～(シ) 省略</p> <p>カ～ク 省略</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>4 補助額の算定方法</p> <p>(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る補助額の算定方法</p> <p>介護基盤の緊急整備特別対策事業の補助額は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(厚生労働省老健局長通知)」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下「交付金実施要綱」という。)の第2の(1)から(5)及び第3に準じて算出するものとする。</p> <p>なお、この場合、第2の(1)中の「今後3年以内」は「平成21年度から23年度までの3年間」(被災道県については、「平成21年度から24年度までの4年間」と読み替える。)と、第2の(5)の(エ)中の「第2欄に定める配分基礎単価の合計額」は「第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。また、算定に当たっては、実施要綱「別表2」ではなく、運営要領の「別添1」を用いるものとする。</p> <p>また、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る内容については適用しないものとする。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) 介護基盤復興まちづくり整備事業</p> <p>別添4の第1欄に定める拠点ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <p>(5) (1)及び(3)並びに(4)の基本事業に係るその他事業</p> <p>基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。</p> <p>5 その他 略</p> <p>別添1～3 略</p>	<p>更には承認しないものとする。</p> <p>(イ)～(シ) 省略</p> <p>カ～ク 省略</p> <p>(7)～(9) 省略</p> <p>4 補助額の算定方法</p> <p>(1) 介護基盤の緊急整備特別対策事業に係る補助額の算定方法</p> <p>介護基盤の緊急整備特別対策事業の補助額は、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について(厚生労働省老健局長通知)」の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱」(以下「交付金実施要綱」という。)の第2の(1)から(5)及び第3に準じて算出するものとする。</p> <p>なお、この場合、第2の(1)中の「今後3年以内」は「平成21年度から23年度までの3年間」と、第2の(5)の(エ)中の「第2欄に定める配分基礎単価の合計額」は「第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。また、算定に当たっては、実施要綱「別表2」ではなく、運営要領の「別添1」を用いるものとする。</p> <p>また、地域介護・福祉空間整備推進交付金に係る内容については適用しないものとする。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>(4) (1)及び(3)の基本事業に係るその他事業</p> <p>基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。</p> <p>5 その他 略</p> <p>別添1～3 略</p>

新

旧

別添4

介護基盤復興まちづくり整備事業に係る配分基礎単価

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単 位	4 対 象 経 費
在宅サービス等を行う拠点等	30,000 千円の 範囲内で都道府 県知事が定めた 額	計画数	<p>市町村特別対策事業実施計画等に基づく施設等の整備 (施設と一体的に整備されるものであって、都道府県知 事又は市町村長が必要と認めた整備を含む。)に必要な 工事費又は工事請負費(第3の(3)のアからカに定め る費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接 必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通 信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限 度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象 とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと 同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる 購入費等を含む。</p>

新	旧
<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">地域支え合い体制づくり事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ア (略)</p> <p>イ (ア) ~ (イ) (略)</p> <p>(ウ) サポート拠点の機能</p> <p>仮設住宅における介護等のサポート拠点の機能は以下のとおりである。</p> <p>なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々な組み合わせで行うことが可能である。</p> <p>i 総合相談 (LSA (生活援助員)、心のケア等)</p> <p>(参考) LSAの行うサービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導・相談 ・ 安否の確認 ・ 一時的な家事援助 ・ 緊急時の対応 ・ 関係機関等との連絡 ・ その他日常生活に必要な援助 <p>ii デイサービス</p> <p>iii 訪問サービス (訪問介護、訪問看護等)</p> <p>iv 地域交流サロン</p> <p>v 配食サービス</p> <p>vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点</p> <p>vii <u>生活不活発病の予防のための活動や健康相談</u></p> <p>viii その他要介護高齢者・障害者(児)等の安心した生活の支援に資する機能</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>別記2</p> <p style="text-align: center;">地域支え合い体制づくり事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) ア (略)</p> <p>イ (ア) ~ (イ) (略)</p> <p>(ウ) サポート拠点の機能</p> <p>仮設住宅における介護等のサポート拠点の機能は以下のとおりである。</p> <p>なお、サポート拠点の機能は、地域の実情に応じて、様々な組み合わせで行うことが可能である。</p> <p>i 総合相談 (LSA (生活援助員)、心のケア等)</p> <p>(参考) LSAの行うサービスの内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活指導・相談 ・ 安否の確認 ・ 一時的な家事援助 ・ 緊急時の対応 ・ 関係機関等との連絡 ・ その他日常生活に必要な援助 <p>ii デイサービス</p> <p>iii 訪問サービス (訪問介護、訪問看護等)</p> <p>iv 地域交流サロン</p> <p>v 配食サービス</p> <p>vi 被災地域におけるボランティア活動の拠点</p> <p>vii その他要介護高齢者・障害者(児)等の安心した生活の支援に資する機能</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>

新	旧
<p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別添 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別添 (略)</p>

新

旧

別記3

被災地健康支援事業

1 目的

東日本大震災では、多くの被災者が長期にわたり避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされ、今後、生活環境の変化等による健康状態の悪化が顕在化することが危惧されている。特に高齢者をはじめとしたいわゆる災害弱者を中心とした感染症予防や震災関連死の防止、仮設住宅での孤独死の防止、巡回栄養・食生活指導など継続的な保健活動を維持することが求められている。

本事業は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地において仮設住宅等に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進を図ることを目的とする。

2 特別対策事業の内容

(1) 保健活動支援事業

ア 実施方法

仮設住宅等に居住する被災者の健康状態の悪化を防ぐため、地域の実情に応じた様々な保健活動を実施するとともに、その実施を担う保健師等の人材確保等を行う。

イ 事業内容（取組例）

(ア) 被災地以外の潜在保健師等の活用による人材確保

- ・ ハローワークや県ナースセンターと連携を図りながら、被災地以外の自治体保健師〇Ｂなどの保健師有資格者を対象として、被災自治体（県又は市町村）で求人を行い、雇用を行う。
- ・ 自治体保健師〇Ｂなどが仮設住宅等での健康支援活動を行う場合に、その旅費・宿泊費等を支給する。

(イ) 保健師等による健康支援活動の実施

地域の実情に応じ、保健師等により仮設住宅入居者等を対象として次のような健康支援活動を実施する。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の健康状態を把握するため、仮設住宅等の全戸別訪問など仮設住宅入居者等に対して、巡回健康相談等を実施する。 ・ 生活不活発病を予防するため、体操や健康運動教室を開催する。 ・ 要支援者に対して、個別訪問によるフォローアップを行う。 ・ 高齢者等の孤立化・閉じこもりを防ぐため、地域コミュニティの再生に取り組む。 ・ 子どものストレスや不安の解消を図るため、子どもの健康教室を開催する。 ・ 不眠やストレスからくるアルコール過剰摂取を防ぐため、アルコールの適正摂取に関するピアカウンセリングを実施する。 <p>ウ 留意事項</p> <p>次に該当する場合には、本事業の対象とはならない。</p> <p>災害救助費、雇用創出基金事業等の公的助成を受けて行う場合の公的助成の対象となる費用</p> <p>(2) 巡回栄養・食生活指導事業（対象：岩手県、宮城県、福島県）</p> <p>ア 実施方法</p> <p>仮設住宅等での、立地場所、住居環境に起因する問題を解消するため、効率的に食品購入計画の指導や、簡便でバランスのとれた調理方法等に関する具体的な指導を行う手段として、キッチンカー等を利用した巡回栄養・食生活指導を対象3県が実施する。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) キッチンカー等を利用した巡回栄養指導</p> <p>(イ) 管理栄養士等による民間事業者へのメニュー指導</p> <p>(ウ) 管理栄養士等による仮設住宅入居者等の状況に応じた栄養・食生活指導</p> <p>(エ) 仮設住宅等に設置されている集会所等を拠点とした会食等の活動支援 等</p> <p>(3) 被災地健康支援事業運営協議会（仮称）事業（対象：岩手県、宮城県、福島県）</p> <p>ア 実施方法</p> <p>本事業は、特別対策事業の実施に必要な具体的取組方針を明確化するため、対象3県において県</p>	

新	旧
<p>及び市町村並びに保健医療関係団体や有識者等による協議会を設置（又は既存合議体を活用）し、被災者の健康状態等の情報を収集することにより、健康支援ニーズの把握を行うとともに、県内の具体的な健康支援方策やその円滑な実施方法等について検討を行う。</p> <p>なお、協議会については、地域の実情に応じ、区域単位の小委員会を設置しても差し支えないものとする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>（ア）被災地の住民の健康支援ニーズの把握</p> <p>（イ）被災地に着目した健診等の健康支援に係る必要性の検討</p> <p>（ウ）健康支援事業の効率的・効果的な実施体制の検討・確保</p> <p>（エ）各種専門職種の人材ニーズの把握</p> <p>（オ）被災者の継続的な健康管理に必要な人材確保のための調整 等</p> <p>（４）その他、特に被災者の健康支援に資すると認められる事業（対象：岩手県、宮城県、福島県）</p> <p>（５）（１）から（４）の基本事業に係るその他の事業（対象：岩手県、宮城県、福島県）</p> <p>（１）から（４）の事業を円滑に実施するために対象３県において必要となる報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。</p> <p>３ 特別対策事業の実施</p> <p>（１）特別対策事業の実施主体</p> <p>特別対策の実施主体は、県及び市町村（避難所又は仮設住宅を設置している市町村及び県知事が特に必要と認めた市町村に限る。）とする。</p> <p>また、県及び市町村は、県知事が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することが出来るものとする。</p> <p>（２）特別対策事業の対象除外</p> <p>次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。</p>	

新	旧
<p>ア 県内仮設住宅設置日の前日までに実施している事業</p> <p>イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業</p> <p>(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等</p> <p>ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を県知事に提出しなければならない。</p> <p>イ 県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。</p> <p>ウ 県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。</p> <p>(4) 特別対策事業の中止</p> <p>ア 県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(5) 事業実施状況報告</p> <p>市町村は、県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を県知事に提出しなければならない。</p> <p>4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件</p> <p>(1) 県が特別対策事業を実施する場合</p> <p>ア 助成対象事業（2に規定する事業）に使用しなければならない。</p> <p>イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	

新	旧
<p>エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>オ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(2) 県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合</p> <p>ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>ウ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない</p> <p>オ 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>カ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>キ 特別対策事業を行う者がアからカにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。</p> <p>(3) (2)のオにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p>	

新	旧
<p>(4) (2) のキにより付した条件に基づき市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(5) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。</p> <p>5 補助基準額及び算定方法</p> <p>(1) 特別対策事業の補助基準額及び対象経費は別添に定めるところによるものとする。</p> <p>(2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。</p> <p>なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>① 別添に定める事業ごとに、別添の第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。</p> <p>③ 別添に定める事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。</p> <p>(3) 実支出額については、県内仮設住宅設置日以降の支出額を計上して差し支えないこと。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。</p> <p>(2) 県は市町村、関係団体等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>(3) 岩手県、宮城県及び福島県は、特別対策事業の実施に当たっては、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、2(3)による協議会を十分活用することとし、また、協議会での検討を円滑に進めるため、市町村から必要な各種情報の収集・分析に努め、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。</p> <p>なお、厚生労働省は、協議会の円滑な運営を支援するため、必要な助言等を行うものとする。</p>	

新

旧

別添

被災地健康支援事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記3の2 (1)の事業	県知事が認め た額	別記3の2(1)の事業の実施に必要な報酬、賃 金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備 品購入費及び補助及び交付金
別記3の2 (2)の事業	県知事が定め た額	別記3の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃 金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
別記3の2 (3)の事業	県知事が定め た額	別記3の2(3)の事業の実施に必要な報酬、賃 金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
別記3の2 (4)の事業	県知事が認め た額	別記3の2(4)の事業の実施に必要な報酬、賃 金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備 品購入費及び補助及び交付金
別記3の2 (5)の事業	県知事が定め た額	別記3の2(5)の事業の実施に必要な報酬、賃 金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費